

令和4年6月30日(木)  
13:30～15:00  
オンライン開催

### 季節調整値について

◎資料1及び資料2に基づき、2022年4-6月期以降に用いるX-12-ARIMA スペック等について説明。

◎委員からの主な意見

(季節調整モデルについて)

- ・コロナ対応を終了してよいという判断ができたのであれば何よりだと思う。
- ・高岡先生の報告書による検証では、重要な論点の一つであるダミー変数の設定について、設備投資を除く売上高等で、2020年1Q-2Q、2020年2Q-4Qの期間におけるダミー変数の設定が、適切であったことが確認できた。また、2021年1Q以降については、コロナ対応のためダミー変数の設定を考慮する必要はなく、通常の状態に戻りつつあることが確認できた。

⇒ 委員からの提案を受け、事務局提案どおり、2022年の4-6月期以降に用いるX12-ARIMAモデルのスペックについて、検証結果に沿って最適モデルが現行モデルと変わった系列について、ARIMAモデルの変更を行うこととしたい。

(X-12-ARIMA と X-13-ARIMA-Seats について)

- ・「総務省告示第96号、季節調整法の適用に当たっての基準」は、国際的に一般的な評価を受けている季節調整法を継続的に使用するという趣旨のものである。X-12ARIMAでもX-13-ARIMA-Seatsでも実質的には同じものであり、国際的に一般的な評価を受けているという判断基準には変更がない。つまりX-13-ARIMA-Seatsに変更したとしても、季節調整法の適用に当たっての基準を準拠しているという理解で構わない。

⇒ X-13-ARIMA-Seatsへの変更については緊急性を要すものではなく、見送ることとしたい。ただし、いずれ変更しなければならぬタイミングが来ると思うので、引き続き情報の共有を図っていきたい。

### 事業所母集団データベースとの比較等について

◎総務省作成資料(注)に基づき、総務省から事業所母集団データベースと法人企業統計母集団名簿の法人数の比較等についての分析状況を報告。

◎委員からの主な意見

- ・経済センサスにおける売上高で比較すると、2つの統計(経済センサスと法人企業統計調査)ではどのくらいの差があるのか。実際は規模の比較的小さいものが多いから本質的にそれほど大きな差にはならないということも考えられるが、結論は分からないので改めて教えてほしい。
- ・名称と所在地については、調査ごとに屋号であったり、登記情報であったり、いわゆる通称であったり、企業の希望も容れて違っていても、それらと対応する統一の名称があった方が良く、調査においてはできるだけ名称等を統一する方向に進めたほうがよい。不一致の法人数についても、非営利法人なのか廃業・休業なのかどうか実態を調査する必要がある。

(注) 総務省統計局ウェブサイト事業所母集団データベース研究会(第18回)参照

(URL: <https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/jsdb/si2022-18.html>)

(以上)